

11 環境

表11-1 ごみ処理状況

単位：人、t、台

資源対策課調

年 度	収集人口	総排出量	処理方法		業務体制	
			高 座	その他の	車両	人 員
18年度	127,691	40,049	29,589	10,460	28	53
19年度	127,697	38,804	28,461	10,343	28	53
20年度	128,071	37,696	27,879	9,817	28	53
21年度	128,810	36,489	27,418	9,071	28	53
22年度	129,436	35,065	26,466	8,599	28	53

※収集人口、各年10月1日現在。

表11-2 資源物収集量

単位：人、t

資源対策課調

年 度	収集人口	計	アルミ缶	スチール缶	瓶	紙類	布類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	その他
18年度	127,691	9,073	197	285	883	5,260	691	431	1,010	316
19年度	127,697	8,748	184	268	866	4,988	675	443	1,031	293
20年度	128,071	8,284	190	254	890	4,557	624	439	1,043	287
21年度	128,810	7,713	199	248	912	4,051	608	442	1,037	216
22年度	129,436	7,252	208	235	885	3,629	620	437	1,043	195

※収集人口、各年10月1日現在。

表11-3 集団資源回収量

単位：t

資源対策課調

年 度	計	アルミ缶	スチール缶	瓶	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	布類
18年度	1,486	27	1	1	1,047	159	201	—	50
19年度	1,541	26	1	2	1,064	188	209	—	51
20年度	1,485	26	2	2	996	197	209	3	50
21年度	1,302	26	1	1	846	187	192	21	28
22年度	1,288	27	1	1	804	202	197	3	53

表11-4 公害苦情受付件数

単位：件

環境政策課調

年 度	計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他の
18年度	59	23	4	—	17	5	—	8	2
19年度	60	23	2	2	19	3	—	11	—
20年度	39	11	2	—	16	—	—	8	2
21年度	47	12	2	—	13	3	—	14	3
22年度	33	3	2	—	13	7	—	7	1

表11-5 光化学スモッグ注意報発令回数

単位：回

環境政策課調

年 度	神奈川県	座間市
18年度	14	7
19年度	18	11
20年度	11	3
21年度	4	2
22年度	10	5

表11-6 大気環境 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果

環境政策課調

年 度	年平均(ppm)	1時間の日平均値が0.04ppm以下の		1時間値が0.1ppm以下の		日平均値の98%値(ppm)	環境基準の適否
		日 数	割合 (%)	時間数	割合 (%)		
18年度	0.005	359	100	8,584	100	0.008	適
19年度	0.005	364	100	8,705	100	0.008	適
20年度	0.005	364	100	8,680	100	0.007	適
21年度	0.005	361	100	8,657	100	0.008	適
22年度	0.001	362	100	8,651	100	0.002	適

※SO₂は無色で刺激臭がある気体で、空気より重い。正常な人であれば、3 ppmになると臭気がはつきり分かる。SO₂は大気中で酸化され無水硫酸 (SO₃) となり、水分が存在すると硫酸 (H₂SO₄) に変化し、大気中で硫酸ミストや酸性雨となる。

※1 ppm (Parts Per Millionの略) = 0.0001%。1 m³の空気中に 1 cm³のSO₂が混ざった場合のSO₂濃度。

※SO₂の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で1時間値が0.1ppm以下。

表11-7 大気環境 窒素酸化物 (NOx) の測定結果

環境政策課調

年 度	NOの年平均値(ppm)	NO ₂ の年平均値(ppm)	NOxの年平均値(ppm)	NO ₂ の日平均値の98%値(ppm)	NO ₂ の日平均値が0.06ppm超の		NO ₂ の日平均値が0.04～0.06ppmの		環境基準 適 否
					日 数	割合 (%)	日 数	割合 (%)	
18年度	0.008	0.026	0.035	0.043	0	0.0	25	6.9	適
19年度	0.006	0.021	0.026	0.038	0	0.0	4	1.1	適
20年度	0.005	0.019	0.024	0.033	0	0.0	1	0.3	適
21年度	0.004	0.018	0.022	0.033	0	0.0	0	0.0	適
22年度	0.003	0.017	0.02	0.031	0	0.0	0	0.0	適

※窒素酸化物 (NOx) は窒素と酸素の化合物で、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) などがある。この物質は直接人体に吸い込まれると、5ppm程度でも呼吸器官が刺激を受けるとされている。

※二酸化窒素 (NO₂) の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲またはそれ以下であること。

表11-8 大気環境 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (年平均値の推移)単位 : $\mu\text{g} \cdot \text{NO}_2 / \text{日} / 100\text{cm}^2\text{TEA} \cdot \text{P}$

環境政策課調

観測地点	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
座間小学校	28.2	20.0	26.2	29.1	30.9
座間中学校	30.7	19.9	28.8	30.7	35.7
栗原小学校	32.6	24.5	29.8	38.9	53.1
東原保育園	63.6	55.4	60.6	65.2	58.7
東中学校	44.5	32.2	38.5	46.6	58.1
小松原保育園	38.2	30.0	34.6	52.4	43.4
相模野小学校	34.8	25.3	26.9	32.0	43.2
相模中学校	30.4	25.4	27.5	36.2	43.8
北地区文化センター前	49.0	45.0	43.4	42.0	45.6
相武台団地入口	103.7	78.4	86.3	88.7	81.0
小松原二丁目バス停前	62.1	42.6	49.7	66.4	62.4
東原プール前	85.9	75.6	84.1	109.2	91.7
立野台歩道橋下	45.8	38.8	40.6	50.1	35.7
鈴鹿歩道橋下	54.2	45.4	49.0	62.9	49.2
水道施設 (座間 : B5号井)	33.2	25.9	29.7	39.7	31.3

※二酸化窒素 (NO₂) は大気汚染の主物質であり、光化学スモッグが問題となってから、その1次汚染物質として注目されるようになった。県および市の自動測定器のほかに、簡易測定のトリエタノールアミン・プレート法による測定を毎月1回実施。

※観測地点の「小松原二丁目バス停前」は、「スリーエフ小松原店前」から名称変更。

表11-9 大気環境 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

環境政策課調

年 度	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の98%値 (mg/m ³)	環境基準の適否
18年度	8,653	0.013	0.160	0.040	適
19年度	8,588	0.012	0.150	0.038	適
20年度	8,642	0.010	0.082	0.033	適
21年度	8,573	0.013	0.184	0.038	適
22年度	8,677	0.016	0.091	0.041	適

※浮遊粒子状物質 (SPM) とは空気中に浮遊している固体状粒子。

※SPMの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下かつ1時間値が0.20mg/m³以下。

表11-10 大気環境 炭化水素 (HC) の測定結果

環境政策課調

年 度	全HC年 平均値 (ppmC)	メタン 年平均値 (ppmC)	年平均値 (ppmC)	非メタン			
				6～9時の3時間平均			
				年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	0.31ppmCを越えた	
18年度	2.12	1.86	0.26	0.25	0.62	96	26.4
19年度	2.13	1.90	0.23	0.22	0.52	55	15.7
20年度	2.10	1.90	0.20	0.20	0.76	34	9.4
21年度	2.08	1.89	0.19	0.19	0.63	25	7.0
22年度	2.07	1.89	0.19	0.20	2.83	29	8.0

※炭化水素 (HC) とは炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、メタン (CH_4) とメタン以外の物質に分けられる。

表11-11 大気環境 光化学オキシダント (OX) の測定結果

環境政策課調

年 度	測定日数	昼間の測定時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた		昼間の1時間値が0.12ppm以上の		1時間値の最高値(ppm)	環境基準の適否
			日 数	時間数	日 数	時間数		
18年度	352	5,343	98	470	9	15	0.168	不 適
19年度	364	5,783	98	581	10	22	0.182	不 適
20年度	363	5,357	96	558	6	16	0.158	不 適
21年度	365	5,391	74	389	1	4	0.140	不 適
22年度	365	5,392	79	426	4	9	0.148	不 適

※光化学オキシダント (OX) の環境基準は、1時間値が0.06ppm以下。

※毎年夏になると注意報が発令されており、OXは依然として環境基準を満たしていない。

表11-12 河川環境 河川の水質

環境政策課調

測定項目	鳩川 (A類型) 下流		目久尻川 (C類型) 下流	
	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
測定日時	—	23年3月3日	—	23年3月3日
観測項目				
天 候	—	晴れ	—	晴れ
前日の天候	—	曇り	—	曇り
採水時刻	—	12:15	—	9:28
気温 (°C)	—	7.8	—	4.4
水温 (°C)	—	9.5	—	11.5
外 観	—	異常なし	—	異常なし
色 相	—	無色透明	—	無色透明
臭 気	—	無臭	—	無臭
透視度 (cm)	—	> 100	—	> 100
人の健康の保護に関する項目				
カドミウム	0.01mg/l 以下	< 0.001	0.01mg/l 以下	< 0.001
全シアン	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
鉛	0.01mg/l 以下	< 0.005	0.01mg/l 以下	< 0.005
六価クロム	0.05mg/l 以下	< 0.02	0.05mg/l 以下	< 0.02
砒 素	0.01mg/l 以下	< 0.005	0.01mg/l 以下	< 0.005
総水銀	0.0005mg/l 以下	< 0.0005	0.0005mg/l 以下	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	検出されないこと	不検出
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	< 0.002	0.02mg/l 以下	< 0.002
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	< 0.0002	0.002mg/l 以下	< 0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	< 0.0004	0.004mg/l 以下	< 0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	< 0.002	0.02mg/l 以下	< 0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	< 0.004	0.04mg/l 以下	< 0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	< 0.0005	1mg/l 以下	< 0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	< 0.0006	0.006mg/l 以下	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	< 0.002	0.03mg/l 以下	< 0.002
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	< 0.0005	0.01mg/l 以下	0.0006
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/l 以下	< 0.0002	0.002mg/l 以下	< 0.0002
チウラム	0.006mg/l 以下	< 0.0006	0.006mg/l 以下	< 0.0006
シマジン	0.003mg/l 以下	< 0.0003	0.003mg/l 以下	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	< 0.002	0.02mg/l 以下	< 0.002
ベンゼン	0.01mg/l 以下	< 0.001	0.01mg/l 以下	< 0.001
セレン	0.01mg/l 以下	< 0.002	0.01mg/l 以下	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	6.4	10mg/l 以下	6.0
ふっ素	0.8mg/l 以下	< 0.1	0.8mg/l 以下	< 0.1
ほう素	1mg/l 以下	< 0.02	1mg/l 以下	< 0.02
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	< 0.005	0.05 mg/l 以下	< 0.005
生活環境に関する項目 (類型)	A類型		B類型	

表11-12 河川環境 河川の水質 (続き)

環境政策課調

測定項目	鳩川 (A類型) 下流		目久尻川 (B類型) 下流	
	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
pH	6.5~8.5	8.8*	6.5~8.5	7.6
BOD	2mg/l 以下	1.0	5mg/l 以下	0.7
COD	—	3.5	—	1.6
SS	25mg/l 以下	150mg/l 以下	—	1
DO	7.5mg/l 以上	165mg/l 以上	—	11
大腸菌群数(MPN／100ml)	1,000MPN/100ml 以下	2.2×10^3	—	—
n-ヘキサン抽出物質	—	< 0.5	—	< 0.5
全燐	—	0.17	—	0.087
その他の項目				
陰イオン界面活性剤	—	< 0.03	—	< 0.03
燐酸態燐	—	0.15	—	0.072
フェノール類	—	0.009	—	0.010
総クロム	—	< 0.02	—	< 0.02
亜鉛	—	0.006	—	0.007
銅	—	< 0.01	—	< 0.01
ニッケル	—	< 0.008	—	< 0.008
溶解性鉄	—	0.07	—	0.82
溶解性マンガン	—	< 0.01	—	< 0.01

※*は、環境基準を超えた結果。

【用語の解説】

- 人の健康の保護に関する項目…水質について維持されることが望ましい基準。人の健康を保護する目的から、環境基本法で全公共用水域について27項目が定められている。
- 生活環境に関する項目…生活環境を保全する目的から、環境基本法で公共用水域群別に定められている。河川では、類型ごとに5項目の基準値が設定されている。鳩川はA類型、目久尻川はB類型に分類される。
- その他の項目…上記以外の物質であるが、これらの中にもけつして無害であるとはいえないものもある。今後、環境基準に追加されていくものと考えられる。
- カドミウム (Cd) …青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかだが、亜鉛と共に存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水にも、亜鉛の1/100から1/150程度の量（約0.1~0.5 μg/l）が含まれているといわれている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。公害病として有名なイタライタ病は、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。
- シアン (CN) …水中のシアンは、シアンイオン (CN⁻)、シアン化水素 (HCN)、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在する。主な用途としては、金属の精錬、電気メッキ、写真用薬品、医薬品製造の中間体等がある。シアンは、青酸カリ (KCN) に代表されるように、毒性が強く成人の経口致死量はシアン化水素で50~60mg/人といわれている。また、微量でも水生生物に障害を与える。
- 鉛 (Pb) …蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約13mg/kgである。古くから人類に利用されてきた金属の一つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響がある。
- 六価クロム (クロム (VI)、Cr⁶⁺) …クロムは、銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約100mg/lである。水中のクロムは通常3価と6価のイオンの形で存在する。このうち6価のものは主にクロム酸 (CrO₄²⁻) や重クロム酸 (Cr₂O₇²⁻) の形をとり、特にpHが酸性のときは酸化力が強く、有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液や、クロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。

- 砒素 (As) …地殻中の存在量は1.8mg/kgで多くは硫化物として産出する。海水中には $2 \mu\text{g/l}$ 程度含まれているが、一般河川にはあまり含まれていない。しかし、温泉水など火山地帯の地下水には数十mg/lの高濃度で含まれていることがある。砒素は昔から毒薬として知られてきたが、現在では半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されている。人体への影響としては、皮膚の色素沈着、下痢や便秘等がある。
- 総水銀 (Hg) …総水銀は無機水銀と次項で述べる有機水銀をあわせたものである。水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属です。地殻中の存在量は約0.08mg/kgで主に赤色硫化物である辰砂 (HgS) として産出する。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等に使用されてきた。また金鉱山での金の精錬にも使用されてきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。水銀化合物中には昇こう (HgCl_2) のように強い毒性を持つものが有る。また慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。
- PCB(ポリ塩化ビフェニール)…粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成有機塩素化合物である。熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていた。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあり、PCBは脂肪組織への蓄積率が高いため、症状は長期にわたるといわれている。また、胎盤透過性があり、乳汁中にも排泄されるため、胎児や乳児にも障害が及ぶとされている。昭和43年に西日本を中心として発生したカネミ油症事件は、米ぬか油の製造過程でPCBが混入したことが原因とされている。
- 1,1,1-トリクロロエタン (CH_3-CCl_3) …揮発性有機塩素系化合物の一種で、甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては中枢神経障害が知られている。廃液等による地下水汚染が懸念されている。また、四塩化炭素と同様に、オゾン破壊物質としてモントリオール議定書にリストアップされている。
- トリクロロエチレン (トリクレン、 CHCl=CCl_3) …揮発性有機塩素系化合物の一種で、無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。また、廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。
- pH (水素イオン濃度) …液体中の水素イオン濃度を表す値。7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性を示す。
- BOD (生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demandの略) …河川水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機性酸化物とガスに分解し、安定化されるときに必要とされる酸素量。値が大きくなれば、汚濁物質が多く含まれる。水質の汚濁の指針として用いられる。
- COD (化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demandの略) …海や湖沼などの水質汚濁の状態を示す数値。水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表し、値が高いほど汚染物質が多く含まれる。
- SS (浮遊物質量、Suspended Solidsの略) …水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこととで、水を汚濁させている物質をいう。粘土鉱物、プランクトンやその死骸、有機物、金属の沈殿物が含まれる。

表11-13 道路交通騒音

単位：dB

環境政策課調

年 度	国道246号線バイパス		主要地方道町田厚木線	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
18年度	70	68	70	67
19年度	71	69	70	67
20年度	71	69	70	67
21年度	72	69	69	68
22年度	72	71	60	57

表11-14 地下水環境 有機塩素系化合物地下水汚染状況

単位: mg/ℓ

〔地下水〕

環境政策課調

採水場所	用 途	採水日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	結 果
環境基準			0.03以下	0.01以下	1以下	
相模が丘 2丁目	商工業用	9月17日	0.002 未満	0.010	0.0005 未満	
相模が丘 1丁目	"	"	0.004	0.0005 未満	0.0005 未満	
相模が丘 3丁目	"	9月24日	0.002 未満	0.0047	0.0005 未満	
相模が丘 6丁目	"	"	0.002 未満	0.0025	0.0005 未満	
相武台 1丁目	"	"	0.002 未満	0.0016	0.0005 未満	
広野台 1丁目	その他	"	0.009	0.0038	0.0005 未満	
"	商工業用	"	0.002 未満	0.0060	0.0005	
小松原 1丁目	"	"	0.002 未満	0.0022	0.0005 未満	
"	"	"	0.002 未満	0.0027	0.0005 未満	
ひばりが丘2丁目	その他	10月15日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	
小松原 2丁目	商工業用	"	0.002 未満	0.0056	0.0005 未満	
"	"	"	0.002 未満	0.0061	0.0005 未満	
入谷 1丁目	その他	11月8日	0.002 未満	0.013*	0.0005 未満	超 過
広野台 2丁目	商工業用	9月24日	0.006	0.0040	0.0006	
"	"	10月12日	0.002 未満	0.0061	0.0005	
"	"	9月24日	0.002 未満	0.0055	0.0005	
栗 原	その他	10月15日	0.004	0.0006	0.0006	
"	"	"	0.002 未満	0.0011	0.0005 未満	
"	"	"	0.002 未満	0.0005 未満	0.0008	
"	"	"	0.002	0.0005	0.0005 未満	
相武台 1丁目	商工業用	9月17日	0.002 未満	0.0007	0.0005 未満	
緑ヶ丘 4丁目	"	9月24日	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005	
小松原 1丁目	"	10月15日	0.002 未満	0.0038	0.0005 未満	
座間 1丁目	その他	11月8日	0.002 未満	0.0017	0.0005 未満	
入谷 3丁目	"	"	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	
立野台 3丁目	"	"	0.002 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	
西栗原 1丁目	商工業用	10月15日	0.005	0.0005 未満	0.0005	
西栗原 2丁目	"	"	0.002 未満	0.0014	0.0005 未満	
東原 3丁目	"	"	0.002 未満	0.0022	0.0005 未満	
さがみ野 1丁目	"	"	0.002 未満	0.0037	0.0005 未満	
ひばりが丘5丁目	"	9月24日	0.002 未満	0.0023	0.0005 未満	
ひばりが丘4丁目	"	"	0.002 未満	0.0030	0.0005 未満	
"	"	10月15日	0.002 未満	0.0049	0.0005 未満	
"	"	"	0.002 未満	0.0005	0.0005 未満	
調査井戸数			34	34	34	
環境基準超過井戸数			0	1	0	
超過率 (%)			0.0	2.9	0.0	

表11-14 地下水環境 有機塩素系化合物地下水汚染状況 (続き)

単位 : mg/ℓ

[湧水]

環境政策課調

採水場所	採水日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	結果
環境基準		0.03以下	0.01以下	1以下	
栗 原	11月8日	0.002 未満	0.0008	0.0005 未満	
〃	〃	0.002	0.0008	0.0005 未満	
南栗原 4丁目	〃	0.002 未満	0.0024	0.0005 未満	
入谷 1丁目	〃	0.002 未満	0.0049	0.0005 未満	
〃	〃	0.002 未満	0.0019	0.0005 未満	
入谷 5丁目	〃	0.002 未満	0.0033	0.0005 未満	
調査湧水数		6	6	6	
環境基準超過湧水数		0	0	0	
超過率 (%)		0.0	0.0	0.0	

※数値に*があるものは、環境基準超過を示す。

表11-15 地下水環境 有害物質使用事業場数（座間市の地下水を保全する条例に基づく届け出状況）

(23年3月31日現在) 環境政策課調

業種	事業場数	使用している有害物質の種類
総 数	54	
食料品製造業	1	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、有機燐※1、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、アンモニア・硝酸※5
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	P C B
化学工業	4	シアノ化合物、P C B、鉛※2、砒素及びその化合物、水銀※3、ベンゼン、アンモニア・硝酸※5
鉄鋼業	1	P C B
金属製品製造業	6	シアノ化合物、六価クロム化合物、P C B、ジクロロメタン
はん用機械器具製造業	3	P C B
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	鉛※2、P C B
電気機械器具製造業	12	鉛※2、P C B、
情報通信機械器具製造業	1	P C B
輸送用機械器具製造業	8	鉛※2、P C B、トリクロロエチレン
その他の製造業	2	ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、ほう素※4
電気業	1	P C B
鉄道業	1	P C B
不動産賃貸業・管理業	1	P C B
学術・開発研究機関	1	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、水銀※3、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
技術サービス業	3	カドミウム及びその化合物、シアノ化合物、鉛※2、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀※3、P C B、ジクロロメタン、ベンゼン、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5
洗濯・理容・美容・浴場業	3	テトラクロロエチレン
医療業	1	P C B
社会保険・社会福祉・介護事業	1	P C B
地方公務	1	シアノ化合物、鉛※2、水銀※3、P C B、四塩化炭素、ほう素※4、ふつ素及びその化合物、アンモニア・硝酸※5

※1 有機燐（リン）化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）

※2 鉛及びその化合物

※3 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

※4 ほう素及びその化合物

※5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

表11-16 地下水環境 井戸の設置者数（座間市の地下水を保全する条例に基づく届け出状況）

(23年3月31日現在) 環境政策課調

区分	井戸の設置者	うち地下水採取事業者	
		事業者数	所有井戸数
事業者数		59	31
所有井戸数		83	54

表11-17 ダイオキシン類の状況 大気環境調査

単位: pg-TEQ/m³

環境政策課調

[調査期間 23年2月18日午前10時～2月25日午前10時]

測定場所	ダイオキシン類			環境基準	平均気温(°C)	平均湿度(%)	風向	平均風速(m/s)
	PCDDs +PCDFs	Co-PCBs	合計					
四ツ谷配水管理所	0.026	0.0023	0.028		7.7	66	北	2.2
消防署北分署	0.033	0.0029	0.036	0.6以下	8.1	60	北東	1.6
東地区文化センター	0.023	0.0020	0.025		8.2	62	西北西	1.9

※一般にポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法では、これにコプラナー-PCBを含めて「ダイオキシン類」と定義している。これらは毒性が極めて強い化学物質で、主に廃棄物焼却炉から発生する。

表11-18 ダイオキシン類の状況 土壌環境調査

単位: pg-TEQ/g

環境政策課調

[調査日 23年2月21日]

測定場所	ダイオキシン類			環境基準
	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	合計	
相模が丘6-4 多目的広場	0.015	0.0012	0.016	
ひばりが丘公園	4.2	0.47	4.7	1,000以下
東原5-2多目的広場	0.24	0.081	0.32	

表11-19 ダイオキシン類の状況 地下水環境調査

単位: pg-TEQ/ℓ

環境政策課調

[調査日 23年2月21日]

測定場所	ダイオキシン類			環境基準
	PCDDs+PCDFs	Co-PCBs	合計	
小松原1丁目	0.018	0.00082	0.019	
小松原1丁目	0.019	0.00082	0.020	1以下
ひばりが丘4丁目	0.018	0.00087	0.020	